

令和2年3月30日

保護者 様

新発田市教育委員会
教育長 工藤 ひとし

新発田市立小中学校の再開について

国からの小中学校休校の要請を受けた新発田市立全小中学校の休校を3月31日までとし、4月6日より順次再開いたします。

なお、学校再開に当たって下記の通り、連絡・留意事項等をまとめました。児童生徒に対して、学校でも指導いたしますが、ご家庭でもご指導くださいますようお願いいたします。

なお、状況の変化によって変更がある可能性があることを承知してください。

記

【連絡・留意事項】

1 始業式・入学式等について

4月の入学式は、予定日に実施します。ただし、教職員（在校生指導の職員を除く）・新生・保護者のみの参加とし、来賓の祝辞等を省略し、短時間の実施とします（在校生や来賓は原則参加しません）。

また、学校行事以外の場面でも以下の3点に留意し、専門家会議が3月19日に示した『3つの条件が同時に重なる場』を徹底的に避けることで感染拡大防止を図ります。

- ① 換気の悪い機密空間にしないための換気の徹底
- ② 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮
- ③ 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

2 感染防止に向けた保健管理等について

児童生徒が登校する際は、手洗いやうがいの励行、マスクの着用で感染拡大予防をしてください。

※始業式以降に新発田市から配付される布マスクを適宜活用ください。

登校前には毎朝、家庭における検温をお願いします。37.5度以上の発熱の児童生徒は出席停止の措置をとります。登校後の健康観察の結果によって、発熱等の風邪の症状がある時は、自宅で休養をお願いする場合があります。

3 感染者、濃厚接触者等に対する措置について

(1) 出席停止等の扱いについて

○児童生徒等の感染が判明した場合

⇒ 「出席停止」とし、再登校には 医療機関の「登校許可証」の提示を求めます。

- 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合
⇒ 感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を「出席停止」とします。
- 発熱等の風邪症状がみられる場合
⇒ 発熱等の風邪症状が治まるまで、自宅待機をお願いします。

(2) 学校の臨時休業等の判断について

児童生徒等が感染者や濃厚接触者と特定された場合、学校は速やかに教育委員会に報告するとともに、感染者等の症状の有無、学校内の活動の様子、接触者の多寡、感染経路等を可能な限り確認します。新発田市は、状況を総合的に判断し、市・県の関係機関等と相談のうえ、感染した児童生徒等及び濃厚接触者の出席停止のみとするか、もしくは、学校の全部又は一部の臨時休業を実施するかを判断します。

(3) 偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症に関する医療従事者とその家族などに対する偏見や差別に関する言動のないように、新型コロナウイルスに対する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行います。

4 部活動に関すること

始業式以降実施しますが、実施する場合は、専門家会議が3月19日に示した『3つの条件が同時に重なる場』を徹底的に避けることで感染拡大防止を図ります。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるよう指導します。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するようお願いする場合があります。

当面の間、対外試合等は行わないこととします。

5 学校給食に関すること

給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、健康状態を確認のうえ、衛生的な服装をしているか、手洗いをしたか等、給食当番が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事前の手洗いを徹底します。

6 その他

・年度当初の歯科および耳鼻科検診は、延期となりました。実施期日はおつて連絡します。内科検診は、予定日に実施します。

・新型コロナウイルスに関する健康相談等は、新発田市感染症対策コールセンター（電話0254-28-7201）をご活用ください。